

番号	提出された意見の概要	市の考え方
1	<p>良好な水源確保の具体的な方策②については抽象的で具体的になっていない。</p> <p>水源流域に関する施策に対し、単独内輪での方策だけでは効果が限られるのは明白である。上流における産業排水監視に当たり、隣接市町村を含む利害関係者で構成する[流域協議会]での連携を促進すべきである。</p> <p>又、環境保全自主条例制定への取組みについて言及していない。</p>	<p>安心・安全な水道水を提供するため、良好な環境を整えた水道水源の確保を行うことは大変重要なことであると考えております。</p> <p>ご指摘のとおり、本市水道事業のみでの対策だけではあらゆる事象に対応することが難しいことから、近隣市町や関係機関、さらには魚津・滑川地域地下水利用対策協議会をはじめ地域団体との情報交換・対応をしていきたいと考えており、これらの機関と連携する旨を記載した文言に加筆いたします。</p> <p>なお、環境保全自主条例等の取組みの言及については、本ビジョンの中では取り上げてはませんが、原水の安全確保の観点から大切な条例であると考えております。</p>
2	<p>水質監視体制の強化における具体的な方策については現状認識が不十分である。</p> <p>地下水源への影響の懸念もあり、上流における産業排水監視に当たり、23年度から月一回のペースで排水の水質調査を実施しているとのことである。検体採取場所として側溝の排水管直近でないと発生源を特定できず、農業用水による希釈後では信憑性がないことから、[流域協議会]での調整対応が不可欠である。</p> <p>又、水質汚濁防止法で家畜の糞尿に含まれる[硝酸性窒素]は排水量にかかわらず一律基準が設定されている。一旦地下水脈に浸透すると浄化回収不可能であり、混入手前での監視措置を確保すべき。</p>	<p>河川への汚染水の流入や汚染水による地域地下水への影響懸念などの観点から、市では対象となる施設の産業排水の水質検査を早月川への合流地点において毎月実施しております。検体採取場所、調査項目などのご指摘については、関係部署へ連絡済みです。</p> <p>なお、水道水源の水質検査については、水源ごとに水質検査を行っており、「硝酸性窒素」についても各水源のデータを調査・確認しております。いずれの水源においても国が定める基準値より低い値となっております。</p>